

令和 4 年 度

第 4 回 西条市地域公共交通活性化協議会

【 報告事項 】

西条地域デマンドタクシーの運行実績等について

【 協議事項 】

(1) 西条市地域公共交通網形成計画の変更について

(2) バス路線（せとうち周桑バス株）の再編について

(資料)

西条市地域公共交通活性化協議会規約

西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

【報告事項】

西条地域デマンドタクシーの運行実績等について

公共交通空白地域の解消及び令和4年9月末に路線廃止した禎瑞オレンジハイツ線の一部代替交通として、令和4年10月から西条地域（旧西条市域で大保木・加茂・市之川地区を除く）において運行を開始した西条地域デマンドタクシーの運行実績等については、以下のとおりであった。

（登録・運行等実績）

項 目	R4.10～12 末	R3 年度実績（R4.3 末時点）	
	西条地域	加茂地区	丹原地域
登 録 者 数	297 人	55 人	162 人
延 べ 利 用 者 数	328 人	238 人	119 人
稼 働 率	70.0%	67.3%	14.1%
1 便あたり乗車人数	1.56 人	1.60 人	1.02 人
市 負 担 額	994,740 円	1,059,820 円	160,380 円
収 支 率	14.2%	10.1%	20.3%
1 人あたり助成額	3,033 円	4,453 円	1,347 円

【協議事項】

1 西条市地域公共交通網形成計画の変更について

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」の改正により、「地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）」に代わる新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

また、活性化再生法の改正に合わせる形で、地域公共交通の維持のため、乗合バスの運行費等に対し交付されている国の補助（地域公共交通確保維持改善事業）を活用するためには、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化が行われた。

改正前に作成した網形成計画は、経過措置期間として令和6年度事業年度まで地域公共交通計画とみなされるが、今回の計画見直しのタイミングで記載要件を確認のうえ地域公共交通計画への転換が必要となった。

以上のことから、本市に関連する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統にかかる地域公共交通確保維持改善事業の補助要件及び地域公共交通計画の作成要件を充足するよう、網形成計画を見直し、地域公共交通計画の策定を行うものである。

(主な変更点)

変更内容	変更前	変更後
計画名称	西条市地域公共交通網形成計画	西条市地域公共交通計画
計画期間	令和2年4月～令和7年3月	令和2年4月～令和7年9月
地域間幹線系統 (補助対象路線) の位置づけ (バス路線)		今治～小松 周桑～マイントピア 新居浜～西条 今治～新居浜
地域内フィーダー 系統の位置づけ		バス路線(西之川線・保井野線) 西条地域デマンドタクシー
評価指標等	別紙のとおり	別紙のとおり

(今後のスケジュール)

- ・ 2月1日 西条市地域公共交通活性化協議会で協議
- ・ 2月中旬～3月中旬 パブリックコメント
- ・ 3月下旬 西条市地域公共交通活性化協議会で承認。計画の変更

2 バス路線（せとうち周桑バス株）の再編について

令和2年度に作成した利用状況や収支率等の一定の基準によりダイヤの減便や路線廃止等の再編方針を定めることとした「バス路線見直しフロー」に基づき、①～③を勘案しながら、バス事業者及び市の2者で路線再編について協議を行い、以下のとおりバス路線再編方針（案）を作成した。

① 利用者等の状況

利用者数については、令和2年以降コロナ禍の影響により、一定の落ち込みが見られるが、令和元年度以前も1便あたり1人から3人と利用が低調な状態が続いていた。住民要望による運行ルートの変更やバスの乗り方教室、いきいきバス制度の実施等により利用促進を図ってきたが、利用者数の向上にはつながっていない。

バス路線見直しフローでは、「1便当たりの年間平均利用者数」、「収支率」、「1日当たりの利用者数」を路線再編方針の判定にかかる数値基準として設定している。

② 公共交通関連負担額の状況

西条市地域公共交通網形成計画において、目標として行政負担の抑制を掲げており、平成30年度の実績額（127,644千円/年）を維持することとしている。

市内においてもバス路線維持補助等を所管する地域交通部門といきいきバス制度等を所管する福祉部門で組織横断的に解決する重点課題として位置付け、公共交通関連負担額の抑制に向け取組の検討を行っているが、コロナ禍の影響もあり、公共交通関連負担額は近年一層の増加傾向にある。

③ ドライバーの状況（せとうち周桑バス株）

令和4年12月末時点で、ドライバー数13名（内訳：正規社員7名、嘱託社員6名）。路線の運行には6名が必要であり、7名の正規社員と補完的に嘱託社員により運行を維持している状態である中、令和6年度には正規社員のうち2名が定年退職（嘱託社員に移行あり）予定である。

これまでも随時ドライバー募集を行ってきたが、全国的に労働力人口が減少する中、特に運輸・交通業界のドライバー不足は深刻であり、ドライバー数の確保について、予断を許さない状況が続いている。

せとうち周桑バス（株）年度別ドライバー数推移

H30	R1	R2	R3	R4
15人	15人	13人	13人	13人

年代別ドライバー数 13人（R4.12末時点）

正規社員（67歳以下）		嘱託（68歳以上）
50代	60代	
4人	3人	6人

※60代の2名（67歳）は、令和5年度に一旦退職し嘱託予定。

（1）バス路線再編方針（案）について

- | | |
|------------|---|
| ● 保井野線 | ・・・令和5年9月末「路線廃止」 |
| ● 三芳線 | ・・・令和6年9月末「路線廃止」 |
| ● 関屋線・湯谷口線 | ・・・令和7年度「路線廃止」に向けた協議継続 |
| ● 壬生川線 | ・・・利用者の利便性向上及び効率的な運行を目的に、路線のあり方について協議し、市街地循環線等の路線再編を検討・実施 |

（2）バス路線再編後の代替交通について

西条市地域公共交通網形成計画の「バスが通らなくなったエリアについてはデマンド型乗合タクシーでカバーする」及び「目標6行政負担の抑制として、公共交通関連負担額を平成30年度実績額で維持する」ことから、行政負担額を勘案しつつ、路線廃止に伴い西部地域（東予・丹原・小松地域）において、地域の移動ニーズの実現に向け、デマンド型乗合タクシー等の新たな交通モードの導入について検討を行う。

※赤字：変更箇所

地域公共交通網形成計画		地域公共交通計画			
評価指標	現況値 (H30年度)	目標値 (R6)	評価指標	現況値 (R3年度)	目標値 (R7)
目標1	—	—	路線バス・デマンド型乗合 タクシー・鉄道の年間利用 者数 ※路線廃止があった場合は廃止路 線の利用者数は除き比較を行う	バス (地域間幹線系統補助路線)	271,351人
				バス (フィーダー系統補助路線 ※保井野線については路線廃止方針であるた め現状維持)	15,392人
				市内路線バス (フィーダー系統補助路線以 外)	21,868人
				バス (上記以外)	9,593人
				1,197,116人	R3より向上
				鉄道 (※乗車人数)	878,555人
				デマンド (加茂地区・丹原地域)	357人
				デマンド (西条地域) 実証運行のため令和5年度 (R4.10.1~R 5.9.30) 実績を基準とする。	-
目標2	交通空白地の解消地区数	6地区	交通空白地の解消地区数	6地区	12地区
目標3	市内バス路線の1日平均輸送 人員と市内J R 駅の1日平均 乗車人員の合計	3,136人/日	市内バス路線の1日平均輸送 人員と市内J R 駅の1日平均 乗車人員の合計 ※路線廃止があった場合は廃止路 線の利用者数は除き比較を行う	2,509人/日	R3より向上
目標4	西之川線の年間輸送人員	15,216人/年	西之川線の年間輸送人員	11,396人	R3より向上

地域公共交通網形成計画		地域公共交通計画					
評価指標	現況値 (H30年度)	目標値 (R6)	評価指標	現況値 (R3年度)	目標値 (R7)		
市内バス路線の収支率	17.3%	20.0%	路線バス・デマンド型乗合タクシーの運行収支率	バス 29.5% デマンド 11.6%	バス (地域間幹線系統補助路線) ※今治～小松線については路線廃止方針であるため現状維持 バス (フィーダー系統補助路線) ※保井野線については路線廃止方針であるため現状維持 市内路線バス (フィーダー系統補助路線以外) バス (上記以外) デマンド (加茂地区・丹原地域) デマンド (西条地域フィーダー系統補助路線) 実証運行中のため令和5年度 (R4.10.1～R5.9.30) 実績を基準とする。 バス (地域間幹線系統補助路線) ※今治～小松線については路線廃止方針であるため現状維持 バス (フィーダー系統補助路線) ※保井野線については路線廃止方針であるため現状維持 市内路線バス (フィーダー系統補助路線以外) バス (上記以外) デマンド (加茂地区・丹原地域) デマンド (西条地域フィーダー系統補助路線) 実証運行中のため令和5年度 (R4.10.1～R5.9.30) 実績を基準とする。	35.8% 15.1% 11.3% 35.2% 11.6% - △181,495千円 △43,070千円 △53,741千円 △7,441千円 △1,220千円 - 49,691千円 19,222千円 49,972千円 1,524千円 1,220千円 - 18,902千円 140,531千円	R3より向上
目標5			バス △285,747千円/年 デマンド △1,220千円/年				
目標6	西条市の公共交通関連負担額	現状維持	西条市の公共交通関連負担額	140,531千円/年	127,644千円/年 (H30年度) を現状維持		
目標7	交通事業者のドライバー数	現状維持	交通事業者のドライバー数 ※路線廃止があった場合は該当するドライバー数は除き比較を行う	180人	R3より向上		

西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成26年 2月24日
改正 平成26年 4月30日
改正 平成26年 6月 5日
改正 平成26年12月 5日
改正 平成27年 4月28日
改正 令和 3年 5月 6日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置

く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部

令和4年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和5年1月18日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	鈴木 英樹	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	木下 賢祐	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	山内 武志	
第3号		西条警察署	交通課長	仲岡 禎和	
		西条西警察署	交通課長	前 謙次郎	
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	
		西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦	
	愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久		
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	